

高石市議会議員畑中まさあきの市政報告

No. 5 発行元：畑中まさあき後援会 平成19年 8月

高石News

無党派

畑中まさあき事務所 〒592-0005 高石市千代田 1-23-20 tel:072-263-9888 fax:072-266-1115
メール：gavhattan@hotmail.com ブログ：http://blog.livedoor.jp/gavhattan/

市民が政治に親しめるように・・・「身近な政治家」を目指して頑張ります！

代表質問

6月議会が終了しました。先の地方統一選の高石市議選においてみなさまから4年の議席をいただいた私にとっての初議会でした。見るもの全てを新鮮に感じ、意気込んで初議会に臨みました。私は、無所属市民ネットの「会派代表質問」をさせていただくことになりました。代表質問とは市長が年度当初に示す施政方針に対しての質問です。

保険・医療・福祉に関して

- ・地域包括支援センターの虐待防止などのこれまでの取り組みと今後の課題、市長申し立てによる成年後見人制度について
- ・障がい者の就労支援において現状と国庫補助事業移行の可能性について
- ・4月から始まった「ファミリーサポートセンター事業」の今後の課題について

教育・市民文化に関して

- ・小・中学校の耐震化において財源確保を最優先課題とし、実施計画案を策定・公表し、市民に対して説明責任を果たすよう強く要望

市民との協働のまちづくりに関して

- ・NPO・ボランティアの活動拠点となるような施設の提供を視野に入れるよう要望
- ・自治基本条例の具体的内容はいつごろ示されるのか、またその作成の過程をどのように進めていくのか
- ・全庁的な情報システムの整備による情報化についてペーパーレス化も検討しながら進めること、又ホームページのサイト内検索、各種様式のダウンロードの抜本的な見直しを要望



※一部抜粋。ブログにて全ての内容を掲載しております。

平成19年度 6月定例会

「議案第1号」 高石市企業立地等促進条例について・・・	修正可決
「議案第2号」 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について・・・	継続審査
「議案第3号」 高石市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について・・・	可決
「議案第4号」 高石市立保育所設置条例の一部を改正する条例制定について・・・	可決
「議案第5号～第8号」 平成18年度の補正予算の専決処分の報告について・・・	承認
「議案第9号～第14号」 平成19年度の暫定予算の専決処分の報告について・・・	承認
「議案第15号～第17号」 平成19年度の暫定補正予算の専決処分の報告について・・・	承認
「議案第18号」 平成19年度高石市一般会計予算・・・	可決
「議案第19号～第22号」 平成19年度高石市特別会計予算・・・	可決
「議案第23号」 平成19年度高石市水道事業会計予算・・・	可決
「議案第24号」 平成19年度高石市一般会計補正予算・・・	可決（修正後）
「議案第25号」 高石市教育委員会の任命について・・・	同意
「議案第26号」 高石市議会教育委員会条例の一部を改正する条例制定について・・・	可決
「議案第27号」 高石市固定資産評価審査委員会委員の選任について・・・	可決

会派一覧

無所属市民ネット	松尾京子（監査） 森博英 奥田悦男	平田佳男（副議長） 畑中政昭 権野功至朗
第1市民クラブ	金田美樹子	古賀秀敏
第2市民クラブ	北山保	佐藤一夫
公明党	出川康二	西内正
日本共産党	清水明治	綿野宏司
民主市民連合	木戸晃	
市民派グリーン		松本定（議長） 久保田和典



市政報告会



6月議会における報告会を行います！

日時：8月18日（土） 午後6時～午後8時

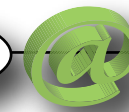
場所：アプラホール 4階 会議室

主催：畑中まさあき後援会

お誘い合わせのうえ
ご参加下さい！！



編集後記



＜政務調査費について＞

参院選の焦点のひとつとなった「政治とカネ」問題。この「カネ」のうち、政務調査費についての報道が各新聞にてよく報じられていたように思えます。そもそも政務調査費とは、**調査研究に資するために必要な経費の一部として交付できる金銭的給付**とされています。高石市では月額1万5000円交付されており、その領収書の添付は義務付けされていません。私は、市民との信頼をより強いものにするために、領収書の添付義務を先の地方統一選で訴えさせていただきました。しかし、他市の先輩議員などに相談してみたところ、「**市民との信頼関係を築くという根拠も大切ではあるけれど、議員がどういったところに政務調査費を使って、それが行政に対しての質問などにどのように役立ったのかを市民に理解してもらうことも大切。**」という意見を聞きました。結局は信頼という部分に繋がるのですが、交付される政務調査費を各議員がどのような意識をもって使うのか、ということが重要であると感じました。漫画の本を政務調査費で購入し問題になったケースもありましたが、仮にその漫画の作者の生まれがその土地であり、観光産業として真面目に研究しているとするのなら、「政務調査費」として使用することに何ら問題はないように思えます。要は政務調査費を使って市民生活に役立つのかどうかだと思います。政務調査費の基準は、非常に曖昧で当人の判断によるころが大きいです。これからは更なる議論や問題が出てくるでしょうが、より市民の皆様に理解していただいて、より政務調査費という経費を精査していくためには、まずは領収書の添付義務をはじめ、我々議員は市民の皆様に議会の本質を知っていただくよう努めなければならないと感じます。

